

11月5日 名古屋港管理組合議会11月定例会 山口清明議員

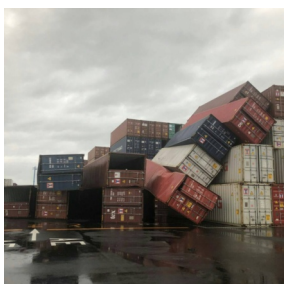
巨大台風による高潮等への被害対策を 9月の台風21号・24号を教訓に

名古屋港管理組合議会の11月定例会で、山口清明議員が台風による高潮被害への対策と潮風灯台の保全・活用について質問を行いました。

コンテナの倒壊・流出・漂流対策

9月の台風21号では、特に神戸港や大阪港などで高潮による大きな被害が発生し、コンテナの流出や輸出自動車の火災や浸水などの被害がありました。

山口議員は名古屋港でも神戸港などのような被害が出て



鍋田ふ頭で崩れたコンテナ

いたのではないかと質問。当局は「コンテナは段落としや固縛措置の対策で流出はしない。現時点で神戸港のような危険物は名古屋港にはない。自動車がモータープールから流出することはない」などと答弁。

鍋田ふ頭でコンテナが倒壊したことを管理者にも報告せず

先の議員総会では「港湾施設に大きな被害はなかった」と報告されましたが、山口議員の追及で「鍋田ふ頭で強風によって40個程度が崩れた」ことを認め、「災害対策や以外想定に不十分さがあつたのではないかと追及。管理者（河村市長）は「よく調査し、報告する」と約束しました。



戦争遺跡10号地灯台の保存・活用を ソーラス条約のため敷地内に近寄れない

名古屋港10号地（潮風ふ頭）の突端に現在では使われていない小さな灯台が立っています。1939年、10号地（潮風ふ頭）の完成でふ頭先端に二基建設されました。RC造り、台座からの高さ7.2mの灯台です。第二次世界大戦で、近くの軍需工場への激しい空襲で被弾。灯台本体のコンクリートにはいくつもの弾痕や爆弾の破片による破損箇所が多くみられます。

1984年（昭和59年）に現在地へ移築、名古屋港で現存する唯一の戦争記録物です。

1939年に建設、空襲で被弾

しかし、この灯台がたっている潮風ふ頭は、石炭ふ頭とも呼ばれており、安全面から敷地内への立入りが

厳しく制限されています。2004年にはソーラス条約（国際船舶・港湾保安法）にもとづく制限区域になり、現在は関係者以外、敷地内立入不可となっています。



歴史遺産として整備を

現在、この灯台を見るには船上からのみで、船を使った名港見学会や金城ふ頭とガーデンふ頭を結ぶ水上交通に乗船した時ぐらいしか見ることはできません。山口議員は「庄内川河口には水上飛行機を揚げ降ろした滑走台、迂りと呼ばれるコンクリート製の斜路（スロープ）も残っています。この地域の歴史的価値を高めた遺産としてもっと活用する工夫をしてはどうか」と提案し、「築79年の灯台の保全」を求めました。専任副管理者は「専門家の助言を受け、適正な管理に努める」と答えました。

登録有形文化財のために調査をしたい（管理者）

管理者（河村市長）は「ぜひそういう時代を示すものとして。国の登録有形文化財を申請するように、段取りに入るようにいたします。」と答えました。



10号地（潮風ふ頭）と灯台